

# 佐賀県DV総合対策センター 令和6年度(2024年度)事業計画

●開催時期等は、決定次第ホームページやチラシ等でお知らせします。

令和6年10月1日現在

## 〈研修・啓発事業〉

事業名	開催時期	開催地	回数	定員	対象	内容
DV関係機関相談員向け研修	第1回 4月19日(金) 第2回 5月21日(火) 第3回 7月3日(水) 第4回 11月1日(金) 第5回 12月13日(金)	佐賀市 (アバンセ)	5回	各30名 (第1回 70名)	DV被害者支援に携わる相談員等	相談員等の支援スキル向上のため、事例検討や講義、ワークショップ等による研修を実施します。
市町DV出張研修	年間	希望市町	5回	—	市町の職員	DVに対する認識を深めてもらうため、市町の職員を対象とした出張研修を実施します。
女性に対する暴力をなくす運動	年間	—	—	—	若年層	SNSを活用し、男女間の暴力防止のための広報・啓発を行います。
DV防止啓発展示	①10月30日(水)～11月11日(月) ②11月13日(水)～12月1日(日)	①佐賀市 (佐賀県庁) ②佐賀市 (アバンセ)	—	—	県民	「女性に対する暴力をなくす運動」(期間 11月12～25日)がある11月に合わせ、DV防止啓発パネル等の展示やパープル・ライトアップを実施します。
性暴力被害者支援員研修	未定	未定	1回	—	拠点病院及び関係機関の職員等	相談対応スキル等を向上させるため、専門家を講師とした研修会を開催します。
女性のための護身術講習*	11月9日(土)	佐賀市 (アバンセ)	1回	20名	県内 16歳以上の女性	自分の身を守るための知識や技術を習得し、生活の中に潜む危険に気付く感覚を養うと共に、自尊心を向上させるための講習会を開催します。

\*財団自主事業

## 〈啓発・調査・研究事業〉

事業名	開催時期	開催地	回数等	対象	内容
高校生・大学生・専門学校生向けDV等暴力予防教育事業	年間	希望校	15回	県内高等学校及び大学等の生徒・学生	デートDVや性暴力の防止、性犯罪に関すること等、将来のDV等の暴力を未然に防止するための講話を実施し、相談先等を記載したリーフレット等を配布します。また、看護や理美容等を学ぶ専門学校生等に対し、DV被害者の早期発見や相談・支援へのつなぎに関する予防教育を実施します。
小学生・中学生・特別支援学校等生向けDV等暴力予防教育事業	年間	希望校	30回	県内小学校の児童、県内中学校の生徒、県内特別支援学校の児童又は生徒等	良好な人間関係の構築や暴力(いじめ、デートDVや性暴力等)の予防等、将来のDV等の暴力を未然に防止するための講話を各学年の発達段階に応じた伝え方により実施します。
DV等暴力予防教育事業等でのアンケートの実施	年間	—	—	DV予防教育等を実施した学校	DV予防教育事業の実施後に、児童・生徒・学生等に対するアンケートを行うことで、教育効果を把握するとともに、より予防効果の高い教育プログラムへの改善に役立てます。
災害時の相談に関する支援及び周知	年間	—	—	県民	災害時のDVや性被害等に関する相談支援について、関係機関との連携強化及び相談窓口の周知方法について検討します。

## 〈相談事業〉

事業名	開設日時	対象	内容
女性のための総合相談 ☎ 0952-26-0018	火曜～土曜 9時～21時 日曜・祝日 9時～16時30分 (月曜は休みです。)	様々な悩みを抱えた女性	女性が抱える家庭や職場、地域などでの様々な問題について、電話や面談により女性の相談員が相談に応じます。
女性のための法律相談	毎月 第1土曜、第3木曜 13時～16時 (要予約)	様々な悩みを抱えた女性	DV、離婚、親権、セクハラ、金銭問題など女性が抱える問題について、女性の弁護士が面談に応じ、相談者の問題解決を支援します。
女性のためのこころの相談	毎月 第1木曜、第3土曜 14時～16時 (要予約)	様々な悩みを抱えた女性	様々な問題により、精神的な不調を感じている女性に対して、女性の臨床心理士または公認心理師が面談に応じ、相談者の心のケアを図ります。
女性のための市町出張相談	市町の要請に応じ随時	様々な悩みを抱えた女性及び市町の相談員等	重篤なDV被害の相談等、困難なケースが発生した場合に、市町の要請に応じて、女性総合相談員を派遣し、住民からの相談に応じます。また、必要に応じて市町の相談員等への助言等を行います。

## 〈相談事業〉

事業名	開設日時・時期	対象	内容
男性総合相談 ☎ 080-6426-3867	電話 毎週水曜日（祝日は除く） 19時～21時 面談 毎月第4土曜 14時～16時（要予約） ※面談の予約がない場合は 電話による相談に応じる。	様々な悩みを抱えた男性	男性が抱える家庭や職場、地域などでの様々な悩みについて、男性の臨床心理士または公認心理師が電話及び面談による相談に応じ、相談者の心のケアを図ります。
LGBTsに関する相談 ☎ 090-1926-8339	電話 毎月第2土曜、第4木曜 14時～16時	LGBTsに関する 悩みを抱えた方	LGBTsに関する相談について、相談員が電話相談に応じ、相談者の支援を図ります。
性暴力被害者支援事業 ・相談支援 ・医療支援 ・精神的支援 ☎ #8891（はやくワンストップ）	24時間 365日 （夜間休日はコールセンター対応）	県内在住の性暴力被害者 （急性期の医療支援については居住地、被害地に関わらず被害者を支援の対象とする）	性暴力救援センター・さが（さがmirai）で、性暴力被害者の相談に応じます。また、必要に応じて医療措置やカウンセリングを実施し、それに伴う費用を支援します。
DV被害者等への支援*	随時	県内在住のDV被害者等	DV被害者等への支援を行います。

## 〈その他事業〉

事業名	開催時期	回数	内容
佐賀県DV総合対策会議	第1回 5月31日(金) 第2回 未定	2回	佐賀県における男女間の暴力による被害者への支援と暴力の予防教育の推進及び男女間のあらゆる暴力の根絶を目的とした事業を総合的に検討・調整し、方針・方策を決定する会議です。
性暴力被害者支援事業調整会	第1回 7月12日(金) 第2回 未定	2回	性暴力被害者支援事業について、専門的な見地から検討を行い、事業に反映させてより効果の高い支援体制とするための会議です。
DV被害者支援市町連携会議	第1回 7月19日(金) 第2回 7月23日(火) 第3回 7月24日(水)	3回	市町や関係機関の連携強化と、DV対策のさらなる充実を図るための会議です。
県内DV被害者支援民間団体等の活動支援、講師派遣	随時	—	地域におけるDV被害者の支援やDVを未然に防止するための啓発活動等の広がり支援するため、県内でDV被害者支援のために活動している民間団体等に対する活動支援を行います。

\*財団自主事業

○掲載内容の一部を変更する場合があります。各事業の募集時期や申込方法など、詳細は佐賀県DV総合対策センターへお問い合わせください。  
○県民一般を対象とする講習や相談などでは、6ヶ月～就学前までのお子様の一時的保育を行います。（事前申し込みが必要です。）

## 【お問い合わせ】

佐賀県DV総合対策センター（アバンセ内）

〒840-0815 佐賀市天神三丁目2-11

（TEL 0952-28-1492 ・ FAX 0952-25-5591 ・ E-mail dv@avance.or.jp ・ URL <https://www.avance.or.jp>）



佐賀県DV総合対策センターの事業は、佐賀県からの委託\*を受けて公益財団法人佐賀県女性と生涯学習財団が実施します。\*財団自主事業を除く

もし、性暴力被害にあってしまったら、一人で悩まずご相談ください。



性暴力救援センター・さが（さがmirai）

はやくワンストップ  
☎ #8891  
（全国共通番号）

